

# 葛 卷 町 活 性 化 計 画

岩手県葛巻町

平成21年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	葛巻町活性化計画				
都道府県名	岩手県	市町村名	葛巻町	地区名	土谷川地区
				計画期間	平成21年度～平成24年度

## 目 標 :

町の人口は、昭和35年をピークに減少し、高齢化率も35%を超え、少子高齢化が急速に進行している。  
町では、これまで基幹産業である酪農・林業を振興するとともに、都市との交流を推進するための交流施設等を整備し、交流人口の拡大に努めてきた。その結果、交流人口は平成12年以降急激に増加し、第3セクターを中心に新たな雇用も確保されてきたところであるが、人口の減少には歯止めがかからない状況が続いている。  
人口の減少と高齢化の進行は、集落の維持や町の行政運営にも大きな影響を与えてきており、交流・定住人口の拡大を図るための取り組みが必要である。  
このような状況を踏まえ、平成19年3月に策定した「葛巻町総合計画(後期基本計画)」の中で、重点施策の一つとして「交流・定住人口の拡大で活力あるまちづくりプロジェクト」を掲げて、町が持っている多面的な機能と資源を生かし、グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムなどの体験・滞在型観光の推進によって、交流人口の拡大等による町の活性化を目指す。

- ◇交流人口:304,815人(H19年) → 334,000人(H24年)
- ◇滞在者数及び宿泊者数:4,925人(H19年) → 5,400人(H24年)

## 目標設定の考え方

### 地区の概要

本町は北緯40度にあつて、北上高地の北部に位置し、標高が高く町面積の97%が400m以上の標高にある。町の85.8%が緑豊かな森林で占められ、山岳と渓谷、そしてなだらかな高原が織りなす複雑で変化に富む地形を示している。  
町の中央を流れる馬淵川の清流は、袖山高原にその源を発して、遠く青森県八戸市で太平洋に注いでおり、この馬淵川とその支流沿いに耕地が開け、集落が形成されている。  
山の斜面は林地として活用され、土谷川、袖山、上外川等の高原状の頂上部は牧場として利用されている。また、白樺とツツジの景勝地である久慈平庭県立自然公園をはじめ、土谷川、袖山、上外川、塚森の4牧場は循環道路で結ばれており、素晴らしい自然景観となっている。

### 現状と課題

#### (現 状)

これまで当町は、交流人口の拡大を図るため様々な取り組みを行ってきた。特にくずまき高原牧場では、「酪農機能分担」と「地域酪農経営の支援」の拠点としての役割を担うことを目的に昭和53年に設立されて以来、今日まで、付加価値を高めることによる経営の体質強化を図るとともに、地域資源の高度活用による多様な事業を導入する考え方から、肉牛肥育、牛乳乳製品の製造・販売、さらにレストランや宿泊施設の管理運営、イベントの開催及び体験学習や研修の受け入れ等、都会や県都市部に住む人々の「食」を中心とした生活空間の距離を縮め、食糧・環境・エネルギーの大切さを認識するふれあい交流事業を行ってきた。このことにより、くずまき高原牧場は年間約30万人が訪れ、約2万人の牧場体験学習を行う公共牧場となり、当町のグリーン・ツーリズムの拠点となっている。

また、産直ハウス「ほすなある」は、道の駅「くずまき高原」や「くずまき高原牧場」とともに町の玄関口としての役割を担っており、地場産食材や花き、加工品の販売を行っており、年間約1億円を売り上げている。

#### (子ども農山漁村交流プロジェクト)

平成20年度から、農林水産省、文部科学省、総務省の3省連携による「子ども農山漁村プロジェクト」がスタートし、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進されることとなった。

これに伴い、当町ではこれまでの各関係機関等におけるグリーン・ツーリズムや、2週間に渡る冬期キャンプ(スノーワンダーランド)等における取り組みを生かし、くずまき高原宿泊体験協議会(事務局:葛巻町畜産開発公社)を設立するとともに、子ども達の長期宿泊体験活動を推進することとした。

現在は、全国53地域あるモデル地域の1つとして、地域コーディネーターやインストラクターの養成講座、受入農家の安全管理講習会等を行い、受入体制の確立を図っている。

(課題)

①雨天時における体験の対応

当町では、酪農体験を始め、自然体験、食育体験、木工体験等、20種類を超える体験を行っているが、そのほとんどが動物や自然に触れる体験等、屋外における体験である。また、くずまき高原牧場まつり等のイベントの際は、牛や羊を臨時的にイベント会場へ搬入し、乳搾り体験や羊の毛刈り体験を実施している。

しかしこれらの体験は、天候に左右されやすく、雨天時には当初の予定と内容を変更して屋内でできる体験に切り替えたり、説明のみといった内容で実施していることもある。

②酪農体験について

くずまき高原牧場で行っている酪農体験は、動物とのふれあいを通して「いのち」や「食」の大切さを学ぶことができ、かつ、季節を問わず1年中体験することができることから、大変人気のある体験メニューとなっている。

しかし、酪農体験を実施できる場所は、牛舎のみであり、牛舎から受入拠点施設までが離れた場所にあることから、体験の都度バスや車を使用して移動しなければならない。

③ニュー・ツーリズムの創出

牧場が持っている多面的機能と資源を最大限に生かし、交流人口の拡大を図るため、医療・教育・スポーツ・レクリエーションの4つの要素を併せ持ち、心身両面への直接的セラピー効果が認められているホースセラピーの実施等、ニュー・ツーリズムの創出を図る必要がある。

④子ども農山漁村交流プロジェクトへの対応

「子ども農山漁村交流プロジェクト」については、力強い子どもの成長を支える教育活動として様々な教育的効果が期待されている。学校側との事前協議等により、体験プログラムの提案や安全管理等、学校側のニーズに対応できるようにする必要がある。

⑤日帰りから滞在型の受入へ

くずまき高原牧場での体験学習の受入は、年間約2万人となっているが、そのほとんどが日帰りである。体験型教育旅行の受入に関しても同様に、年間約40校(3000人)の受入があるものの、宿泊する学校は8校(300人)となっていることから、日帰りから滞在型の体験受入への体制整備を図る必要がある。

⑥宿泊施設の浴場

くずまき高原牧場内にある宿泊施設「交流館プラトール」の浴室は、規模が小さく一度に入浴できる人数が限られていることから、体験型教育旅行等による大人数の宿泊の際は、子ども達の入浴に多くの時間を費やすため、学校等の利用者から改善を求める声がある。

⑦産直施設

産直ハウス「ほすなある」の売上げは、平成16年をピークに年々減少傾向にある。これは、隣接する町に新たな産直施設が設置されたことや、消費者が安全安心な農産物等の提供をさらに求められていることが挙げられる。

また、産直ハウス「ほすなある」には冷房施設が無く、夏場は窓を開けておりハエが店内を飛び回ることから、施設の衛生面上問題がある。

今後の展開方向等

人口減少と高齢化が進行する中、町が持っている多面的な機能と地域資源を生かし、東北一の酪農郷として、グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズム等の体験、滞在型観光を推進し、滞在期間や体験希望に沿ったファームステイを組み入れた体験を実施し、自然・暮らし・生産を体験できる体験教育の場を提供する。

また、各種イベント等を通じて都市や地域住民が交流できる機会を創出することで、交流人口の拡大に努める。

①体験交流施設の整備

牧場が持っている多面的機能と資源を生かし、東北一の酪農郷として、酪農体験を軸とした「人と人」「人と動物」との交流体験を通して、「食」や「いのち」の大切さを伝え、滞在期間や体験希望に沿ったメニューを展開するとともに、子ども農山漁村交流プロジェクト等による体験型教育旅行の受入や、ホースセラピー等のニュー・ツーリズムを取り入れるため、季節や天候に左右されず、いつでも、誰でも体験できる屋外体験交流施設を整備する。

②宿泊施設における浴室棟の整備

子ども農山漁村交流プロジェクト等の宿泊を含む体験型教育旅行に対応するため、大人数による宿泊に対応できる浴室棟を整備する。

③産直施設の整備

消費者の安全安心な農産物を供給するとともに、交流人口の増加を目指し、屋台村の設置等の新事業の展開のための施設の増改築及び冷蔵設備の整備を行う。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
葛巻町	土谷川地区	地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	葛巻町	有	ハ	
葛巻町	土谷川地区	自然環境等活用総合交流学習施設事業(宿泊体験活動施設整備)	葛巻町	有	ハ	
葛巻町	土谷川地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	葛巻町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
葛巻町		広域連携共生・対流等対策事業(広域連携支援事業①一工)	くずまき高原宿泊体験協議会	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

### 3 活性化計画の区域

土谷川地区(岩手県葛巻町)	区域面積	1,272ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該地域の総面積1,272haのうち、農用地及び林地が相当部分を占めている。また、広域農業開発事業で整備された畜産開発公社の展示牧場があり、併設されている山地酪農研修センターがあり本町の酪農振興の中核基地として農林漁業が重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: 当該地域の人口の減少、農林漁業者の高齢化が進んでいる。また、当該地区は当町の玄関口であり、「産直ハウスほすなある」や、グリーン・ツーリズムの拠点となっている「くずまき高原牧場」があるため、今後さらに地域間交流を促進することが有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 本地域には都市計画法に基づく用途地域に指定されている地域はない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 (該当無し)

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項（該当無し）

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

交流事業の実施状況、交流人口の推移、滞在者数及び宿泊者数については、施設管理を行う(社)葛巻町畜産開発公社及び産直ハウスほすなあるからの報告をもって把握し、報告目標の達成状況の評価を行うとともに、町及び関係機関一体となって地域の活性化を推進する。